

令和 4 年
第 2 回 蕨戸田衛生センター組合議会会議録

目 次

月	日	曜日	議 事	頁
			○会期日程	
			○招集告示	1
			○応招、不応招集	2
5 月	6 日	(金)	○議事日程	3
			○出席、欠席議員	4
			○職務のため出席した者	4
			○説明のため出席した者	4
			○開会と開議の宣告	5
			○議事日程の報告	5
			○議会運営委員会委員長報告	5
			○会議録署名議員の指名	5
			○会期の決定	5
			○管理者報告	5
			○管理者提出議案の一括上程	9
			◇議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例	
			◇議案第 5 号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例	
			◇議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正す る条例	
			○管理者提出議案の説明	9
			○管理者提出議案に対する質疑	10
			○管理者提出議案の委員会付託	11
			○一般質問	11

○付託事件に対する委員長報告	1 1
◇総務常任委員会委員長 榎 本 守 明 議員	
○委員長報告に対する質疑	1 2
○討論、採決	1 2
○閉会中の継続審査事項の委員会付託	1 3
○閉会の宣告	1 3

令和 4 年第 2 回 蕨戸田衛生センター組合議会定例会

会 期 日 程

至 令和4年5月 6日

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	5月6日	金	午後1時30分	本 会 議	○開 会 ○開 議 ○継続審査に対する委員長報告 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○管理者報告 ○管理者提出議案の一括上程 ○管理者提出議案の説明 ○管理者提出議案等に対する質疑 ○管理者提出議案の委員会付託
			本会議休憩中	委 員 会	○付託事件の審査
			午後1時30分	本 会 議	○開 議 ○一般質問 ○付託事件に対する委員長報告 ○委員長報告に対する質疑 ○討論、採決 ○閉会中の継続審査事項の委員会付託 ○閉 会

蕨戸田組告示第3号

令和4年4月26日

令和4年5月6日、令和4年第2回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）を蕨戸田衛生センター組合議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者 頼 高 英 雄

応招、不応招議員

◇応招議員 18名

1番	武下涼	議員	3番	中野たかゆき	議員
4番	古川歩	議員	5番	鈴木智	議員
6番	大石圭子	議員	7番	保谷武	議員
8番	根本浩	議員	9番	三輪かずよし	議員
10番	前川やすえ	議員	12番	むとう葉子	議員
13番	竹内正明	議員	14番	野澤茂雅	議員
15番	矢澤青河	議員	16番	本田哲	議員
17番	峯岸義雄	議員	18番	そごう拓也	議員
19番	山崎雅俊	議員	20番	榎本守明	議員

◇不応招議員 2名

2番	宮下奈美	議員	11番	小金澤優	議員
----	------	----	-----	------	----

令和 4 年 第 2 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

5 月 6 日（金）

令和4年第2回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

令和4年5月6日（金）

議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 継続審査に対する委員長報告
 - (1) 議会運営委員会委員長
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 管理者報告
7. 管理者提出議案の一括上程
 - (1) 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第5号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
8. 管理者提出議案第4号から第6号の説明
9. 管理者提出議案第4号から第6号に対する質疑
10. 管理者提出議案第4号から第6号の委員会付託
11. 一般質問
12. 付託議案に対する委員長報告
13. 委員長報告に対する質疑
 - (1) 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 議案第5号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
14. 討 論
15. 採 決
16. 閉会中の継続審査事項の委員会付託
17. 閉 会

令和4年5月6日（金）

◇出席議員（18名）

1 番	武 下	涼	議員	3 番	中 野	たかゆき	議員
4 番	古 川	歩	議員	5 番	鈴 木	智	議員
6 番	大 石	圭 子	議員	7 番	保 谷	武	議員
8 番	根 本	浩	議員	9 番	三 輪	かずよし	議員
10 番	前 川	やすえ	議員	12 番	むとう	葉 子	議員
13 番	竹 内	正 明	議員	14 番	野 澤	茂 雅	議員
15 番	矢 澤	青 河	議員	16 番	本 田	哲	議員
17 番	峯 岸	義 雄	議員	18 番	そごう	拓 也	議員
19 番	山 崎	雅 俊	議員	20 番	榎 本	守 明	議員

◇欠席議員（2 名）

2 番	宮 下	奈 美	議員	11 番	小金澤	優	議員
-----	-----	-----	----	------	-----	---	----

◇職務のため出席した者

甲斐 基樹 書 記

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管 理 者	小柴 正樹	嘱 託
菅原 文仁	副 管 理 者	小谷野賢一	嘱 託
奥田 純子	会 計 管 理 者	有里 友希	嘱 託
渡辺 靖夫	事 務 局 長	吉野 博司	嘱 託
山本 義幸	次 長	栗原 誠	嘱 託
木村 和正	総 務 課 長		

令和4年第2回蕨戸田衛生センター組合議会
定例会会議録第1号

令和4年5月6日（金曜日）
午後 1時29分開会

◎開会と開議の宣告

○**峯岸義雄議長** ただいまより、令和4年第2回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○**峯岸義雄議長** 本日の議事日程につきましては、お手元にお配りしたとおりでありますので、ご了承願います。

◎議会運営委員会委員長報告

○**峯岸義雄議長** 最初に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。
議会運営委員会委員長 6番 大石圭子議員。

〔6番 大石圭子議員 登壇〕

○**6番 大石圭子議員** 令和4年第2回蕨戸田衛生センター組合議会定例会に係る議会運営委員会を去る4月25日に開催いたしました。その決定事項についてご報告申し上げます。

お手元に会期日程案及び議事日程をお配りしておりますので、ご参照をお願いいたします。

最初に、会期日程であります。蕨市、戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、本日5月6日の1日限りとすることに決定いたしました。

質疑の発言通告は、提案説明後、本会議再開時までといたします。

次に、議事日程であります。審議の結

果、お配りいたしましたとおりでございます。

以上のとおり決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○**峯岸義雄議長** 次に、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、

3番 中 野たかゆき 議員

13番 竹 内 正 明 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○**峯岸義雄議長** 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日5月6日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** ご異議なしと認め、よって、本定例会の会期は、1日と決定いたしました。

◎管理者報告

○**峯岸義雄議長** 次に、管理者の報告を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○**頼高英雄管理者** 皆さん、こんにちは。

本日ここに、令和4年第2回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集をいただ

き、厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会でご審議いただく案件は、条例案3件であります。慎重なご審議をいただき、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

それでは、前定例会後の主なる事項についてご報告を申し上げます。

最初に、令和元年度から4か年計画で開始いたしました施設の長寿命化を目的とした基幹的設備改良工事について申し上げます。

平成29年度の長寿命化総合計画の策定から、令和元年度の粗大ごみ処理施設、令和2年度のし尿処理施設の竣工に続き、4か年の継続事業であるごみ焼却施設の工事が本年度をもって竣工となり、計画策定の費用を含めた総額46億5,002万4,000円を費やした足かけ6年の基幹的設備改良事業は、完了となります。

令和3年度末時点での工事出来高は96.3%であり、既に焼却炉に関する工事は完了し、順調にごみの焼却処理を開始しております。

これまでの工事期間中に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や世界的な半導体不足など、工程に影響を与え得る事象が発生いたしましたが、工事は計画どおりに進捗しており、所期の目的である施設の長寿命化と環境に与える負荷の低減、さらには、省エネルギー化の達成に向け、本年度施工予定の排ガス処理設備に係るコンプレッサー及び不燃物移送コンベヤの更新工事を残すのみとなっております。

次に、令和3年度の余剰電力の売払いと購入電力料金の削減の状況について申し上げます。

組合では、ごみを焼却した際に発生する熱で発電を行い、各施設の運転に使用して

おりますが、日曜日や夜間などはごみ焼却施設以外は運転を停止することから、余剰電力が発生いたします。

この余剰電力を荏原環境プラント株式会社に売電しております。令和3年度の売電量は、406万5,738キロワットアワーとなり、基幹的設備改良工事開始前の平成30年度と比較いたしますと約2.8倍となり、これは、標準的な一般家庭の年間消費電力の約1,360世帯分となります。

また、売電金額についても、1,061万4,759円から約3.3倍の3,516万7,648円となりました。

売電量の増加は、基幹的設備改良工事に伴い、施設の各種機器類を省エネルギー型に更新したことによる効果であり、ごみ焼却に伴うエネルギーの有効活用、二酸化炭素排出削減に加え、組合運営の財政面にも大きく寄与しております。

また、施設の運転に係る高圧電力につきましても、荏原環境プラント株式会社から調達しており、東京電力に比べ、基本料金が10%低額であることから、515万7,987円の削減となりました。

売電分と調達分を合計いたしますと4,032万5,635円が荏原環境プラント株式会社との電力契約による経済効果となっております。

次に、将来の施設整備の費用に充てる蕨戸田衛生センター組合施設整備基金について申し上げます。

令和3年度積立て分の6,000万円を含め13億5,019万2,274円について、8つの金融機関で見積み合わせを行い、最も金利の高かった川口信用金庫戸田支店で大口定期預金による約1年間の運用を実施することといたしました。

なお、運用益については、約66万円を

見込んでおります。

次に、令和３年度のごみの搬入状況について申し上げます。

令和３年度の他市への処理委託分を含めた組合への全てのごみの搬入量は６万６２９トン、前年に比べ１，６１１トン、率にして２．６％の減少となりました。

減少の要因といたしましては、事業系可燃ごみが依然として減少傾向で推移していることですが、これに加え、令和２年度に対前年度比６１５トン増加した生活系の可燃ごみが、令和３年度には６５５トン減少と、コロナ禍以前の状態となったことも影響しています。

事業系可燃ごみについては、令和３年度は１万８，２６０トンが搬入されましたが、前年度の令和２年度との比較では５１７トン、率にして２．８％の減少、コロナ禍以前の令和元年度比では２，０３３トン、率にして１０．０％と大幅に減少しています。

また、家庭からは可燃ごみのほか、粗大ごみや不燃ごみなど、さらに、リサイクルプラザで中間処理を行った後に再生利用される金属缶類、プラスチック類、ペットボトルなどの資源ごみが搬入されます。

家庭から搬入されるごみのうち、７７％を占める可燃ごみについては、他市への委託処理分を含め３万２，５２９トンで、前年度の令和２年度との比較では６５５トン、率にして２．０％の減少、令和元年度では３９トン、０．１％の微減でありました。

同様に、粗大ごみ、不燃ごみなどの令和３年度搬入量は３，８２３トンで、令和２年度との比較では４４１トン、１０．３％の大幅な減少、令和元年度比では１２２トン、３．１％の減少であり、可燃ごみと同様に、コロナ禍以前よりも減少しています。

資源ごみの搬入量は６，０１７トンで、

令和２年度との比較では２トンの微増、令和元年度比では４２２トン、７．５％の増加であり、可燃ごみや粗大ごみ、不燃ごみのようにコロナ禍以前の状態に復することなく、高止まりしている状況が見られます。

家庭から搬入されるごみ全体では、令和３年度搬入量は４万２，０６９トンで、令和２年度から１，０９４トン、２．５％の減少となりましたが、資源ごみの搬入量の高止まり状態によって、コロナ禍以前の令和元年度を２６０トン、０．６％上回っております。

現状では、新型コロナウイルス感染症の影響で事業系可燃ごみの搬入量が減少し、組合へのごみの総搬入量が減少するという状況であります。コロナ禍以前の事業系可燃ごみは、平成２８年度以降、増加傾向で推移していたことから、今後、搬入状況を注視しながら、ごみの処理に支障を来すことのないよう対応してまいります。

なお、し尿処理施設への搬入は５，９０８トンとなり、率にして８．９％の減少となりました。

次に、新年度の主な事項について申し上げます。

まず、回収されました主な資源物売払いの４月から６月分までの入札等の状況について申し上げます。

各品目の１キログラム当たりの単価は、スチール缶６８円３２銭１厘、アルミ缶３０６円２４銭、ペットボトル１０８円６８銭、雑紙１２円１０銭、粗大ごみなどを破砕処理し回収した破砕鉄は５１円１３銭９厘、ごみを焼却した焼却灰より回収した焼却鉄は２８円４１銭３厘となりました。

これを前年度同期と比較いたしますと、雑紙は同額となりましたが、その他のものは大幅な値上がりとなり、スチール缶が

５９．３％、アルミ缶が８１．１％、ペットボトルが１４６．４％、破碎鉄が８６．０％、焼却鉄は、約３倍となる１９０．９％価格が上昇いたしました。

この金額は、焼却鉄を除き、これまでで最も高い金額となっており、昨年度に続き、価格の高値が継続しております。

次に、主な委託契約について申し上げます。

まず、焼却施設の排ガス分析、作業環境測定及び放射性物質濃度などの測定を行う分析委託については、７社による入札の結果、東京テクニカル・サービス株式会社埼玉支店と７７０万円で委託契約を締結いたしました。

現在、各種サンプリングを行っておりますので、分析結果が提出され次第、ご報告申し上げます。

次に、ごみ焼却施設及びし尿処理施設の施設運転管理等委託については、２億５，３４０万３，７００円で荏原環境プラント株式会社と、粗大ごみ処理施設運転管理等委託については、４，９９８万７，３００円で有限会社蔵環境整備センターと委託契約を締結いたしました。

また、本年度より、ごみ処理施設の各補修工事のうち、点検整備を委託業務に移行したごみ処理設備点検整備委託は、３億１，７９０万円で荏原環境プラント株式会社と委託契約を締結いたしました。

次に、ごみ焼却に伴い発生する焼却灰の処分であります。安定した処理を行うため分散して行っております。

まず、ばいじんをセメントで固めた固化灰は、埋立処分を２か所、土木資材としての資源化は、本年度より１か所を追加し２か所とし、焼却炉の下から排出される不燃物残渣は、土木資材などとして３か所で資

源化を行います。

なお、処分先と処分費及び予定数量につきましては、まず、固化灰の埋立処分は、青森県三戸町に処分場を有する株式会社ウィズ・ウェイスト・ジャパンと運搬費を含め１トン当たり３万５，７５０円で、予定数量１，７００トン。山形県米沢市に処分場を有するジークライト株式会社と運搬費を含め１トン当たり３万４，１００円で、予定数量１，８００トン。固化灰の資源化は、埼玉県寄居町の彩の国資源循環工場のツネイシカムテックス株式会社と運搬費を含め１トン当たり４万２，９００円で、予定数量６００トン。また同社とは不燃物残渣の資源化も契約しており、運搬費を含め１トン当たり２万９，７００円で、予定数量７００トン。本年度より開始いたします固化灰の資源化は、茨城県鹿嶋市の中央電気工業株式会社と１トン当たり５万１，７００円で、予定数量は１００トンの処理を予定しております。そのほか不燃物残渣の資源化は、栃木県日光市の渡辺産業株式会社と処理費は１トン当たり１万９，８００円で、予定数量３００トンとし、運搬費については、１トン当たり７，７００円。宮城県栗原市の有限会社築館クリーンセンターとは処理費が１トン当たり１万３，２００円で、予定数量を１，０００トンとし、運搬については、１トン当たり１万３，２００円で契約いたしました。

以上、埋立処分が３，５００トン、資源化分が２，７００トン、合計で６，２００トンを予定しております。

なお、処分に当たりましては、関係自治体と締結しております公害防止協定の内容を順守するとともに、毎年度埋立処分場及び資源化施設に職員が出向き、適正に処理されていることを確認しております。

次に、し尿処理施設では、設備点検整備委託を369万6,000円で、三機化工建設株式会社と、リサイクルプラザ運営管理委託については、1億3,111万5,600円で戸田リサイクル事業協同組合と、リサイクルプラザ設備点検整備委託は3,630万円で極東開発工業株式会社と、粗大ごみ再生等委託は、再生業務については554万4,000円とし、インターネットでの再生家具の入札を行うための撮影等の業務を27万7,200円で、公益社団法人戸田市シルバー人材センターと委託契約を締結いたしました。

また、リサイクルフラワーセンター運営委託については、有限会社ハートフルフラワーと5,246万3,400円で委託契約を締結いたしました。

次に、主な工事関係の契約について申し上げます。

まず、施設で使用する電力と売り払う電力を供給する高圧引込ケーブル更新工事は、1,221万円で荏原環境プラント株式会社と、下水流量計等の更新工事は1,023万円で城山産業株式会社埼玉支店と、また、ごみ処理施設関係では、設備の更新工事を9,130万円で荏原環境プラント株式会社と、焼却炉の耐火物の補修工事は、1,210万円で森井築炉株式会社と請負契約を締結いたしました。その他、各施設の運営に必要な業務委託及び補修工事などの契約を締結し、施設の運転計画に合わせ実施してまいります。

次に、再生家具展示販売について申し上げます。

組合では、この事業の目的であるごみのリサイクル、ごみの減量化などを進めるため、年3回販売を行っております。本年度第1回目を6月13日から6月18日の開

催に向け準備を進めており、通常の来場での入札とインターネットを利用した入札の同時開催を予定しております。

以上、管理者報告といたします。

◎管理者提出議案の一括上程

○**峯岸義雄議長** これより管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は、条例案3件であります。

件名を書記が朗読いたします。

〔書記朗読〕

議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○**峯岸義雄議長** 以上、朗読をいたしました。管理者提出議案を一括上程いたします。

◎管理者提出議案の説明

○**峯岸義雄議長** これより、議案第4号から議案第6号までを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○**頼高英雄管理者** それでは、最初に、議案第4号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

この条例は、職員の育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、国家公務員の育児休業に関する制度が改正され、これに準じ、蕨市及び戸田市において、育児休業に関する条例が改正さ

れましたので、組合においても該当する部分について改正を行うものであります。

改正の内容は、本人または配偶者が妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知、育児休業取得の意向確認のための措置のほか、相談体制の整備など育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を任命権者に義務づける規定を追加するものであります。

次に、議案第5号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」申し上げます。

この条例は、令和3年の人事院勧告に伴い、蕨市及び戸田市において、一般職員と同様に議員の期末手当を引き下げる改正が行われましたので、これに準拠した改正をご提案するものであります。

改正の内容は、令和4年度以降の期末手当の支給割合を6月、12月支給分を2.225月から2.15月へと0.075月引き下げるものであります。

この改正により、年間での期末手当の支給割合は4.45月から4.3月となります。

今回の改正につきまして、議員各位にはご理解をいただき、ご議決くださるようお願い申し上げます。

次に、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

この条例は、令和3年の人事院勧告を受けての国家公務員の給与改定に準じ、蕨市及び戸田市において、職員の給与条例が改正されましたので、これに準拠し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、令和4年度以降の期末手当の支給割合を6月、12月支給分を、再

任用職員以外の職員は、1.275月から1.2月へと0.075月引き下げ、また、再任用職員は0.725月から0.675月へと0.05月引き下げる改正を行うとともに、特例措置として、令和4年6月支給分において、再任用職員以外の職員は令和3年12月支給分の0.15月を、再任用職員は同じく、0.1月分を調整額として減額するものであります。

この改正により、年間での期末勤勉手当の支給割合は、再任用職員以外の職員は4.45月から4.3月、再任用職員は2.35月から2.25月となります。

また、組合の給与は、給料は蕨市に、手当は戸田市に準拠していることから、戸田市において、今回の人事院勧告に伴う給与条例改正に合わせ、住居手当の見直しが行われ、自宅に係る手当の1月当たりの支給額を7,500円から5,000円に引き下げる改正が行われましたので、これに準拠し、改正を行うものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○**峯岸義雄議長** 以上をもって提案理由の説明を終わります。

◎休憩の宣告

○**峯岸義雄議長** 質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 1時52分休憩

午後 1時52分再開

◎再開の宣告

○**峯岸義雄議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎管理者提出議案に対する質疑

○**峯岸義雄議長** これより、管理者提出議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

◎管理者提出議案の委員会付託

○**峯岸義雄議長** これより、委員会付託に入ります。

議案第4号から議案第6号は、お手元に配付してあります委員会付託一覧表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

◎休憩の宣告

○**峯岸義雄議長** ここで、暫時休憩いたします。

午後 1時54分休憩

午後 2時30分再開

◎再開の宣告

○**峯岸義雄議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎一般質問

○**峯岸義雄議長** これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がありませんので、一般質問を終結いたします。

◎付託事件に対する委員長報告

○**峯岸義雄議長** 続いて、管理者提出議案を議題といたします。

総務常任委員会委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 20番 榎本守明議員。

〔20番 榎本守明議員 登壇〕

○**20番 榎本守明議員** ただいまから、総務常任委員会委員長報告を行います。

先ほどの本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例案3件であります。

最初に、議案第4号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

委員より、条例改正後の組合内での具体的な取組について質疑があり、事務局より、これまでも人事担当職員がその都度説明し、対応していたが、条例に定めることで制度として運用していくことの説明がありました。

他の委員より、育児休業の取得状況と職員に対する制度の説明などの実務を担う部署を尋ねる質疑があり、事務局より、育児休業については、男性職員も含め、近年では100%となっている。また、実務の担当は、総務課庶務係であるとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

審査の結果、質疑はなく、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し

上げます。

委員より、住居手当の支給対象となっている職員数と労働組合との妥結状況、あるいは、労働組合がない場合の職員への説明方法について質疑があり、事務局より、住居手当については、世帯主となっている職員に対し、賃借も含め7から8割程度の職員に支給している。組合には労働組合がないため、条例改正後、職員に対し、周知を行うとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○**峯岸義雄議長** 以上をもって、委員長の報告は終わりました。

◎休憩の宣告

○**峯岸義雄議長** 委員長報告に対する質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 2時34分休憩

午後 2時34分再開

◎再開の宣告

○**峯岸義雄議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎委員長報告に対する質疑

○**峯岸義雄議長** これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○**峯岸義雄議長** 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 2時35分休憩

午後 2時35分再開

◎再開の宣告

○**峯岸義雄議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎討論、採決

○議案第4号の採決一可決

○議案第5号の採決一可決

○議案第6号の採決一可決

○**峯岸義雄議長** これより討論、採決に入ります。

議案第4号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「蕨戸田衛生センター組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は原案可決で

あります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に関する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり原案を可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査事項の委員会付託

○**峯岸義雄議長** 次に、議会運営委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付の閉会中継続審査事項表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**峯岸義雄議長** 異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○**峯岸義雄議長** 以上をもって、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第2回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 峯 岸 義 雄

署名議員 中 野たかゆき

署名議員 竹 内 正 明